

地方議会議員に占める女性比率の向上に向けて

主任研究員
青木 淳子



はじめに

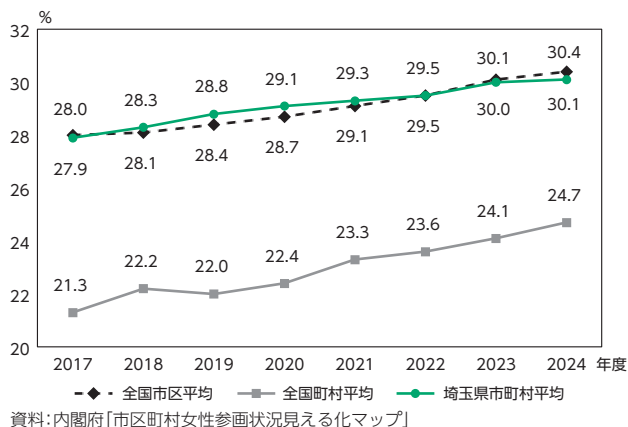
今年6月に公表された2025年のわが国のジェンダー・ギャップ指数は148か国中118位で前年と同順位であった。ジェンダー・ギャップ指数とは、経済、教育、健康、政治参加の分野における各国の男女間の不均衡を示す指標で、毎年世界経済フォーラムが公表している。

わが国の場合、教育分野と健康分野については他国と遜色ないが、経済分野と政治参加分野におけるスコアが低く、特に政治参加分野の男女格差が大きいため毎年低い順位にとどまっている。

男女共同参画社会実現のために、政策・方針決定に女性の参画を増やすことの重要性は以前から指摘されており、2000年代初頭から国や各地方公共団体では審議会委員に占める女性の割合の目標値を設定するなどの取組が行われてきた。しかし、選挙によって有権者に選ばれる議員については目標値を設定する例はあまりみられなかった。

審議会委員に占める女性の割合は一定程度高まったものの、近年では全国、埼玉県ともに横ばい状況が続いている。(下図参照)

● 審議会委員に占める女性の割合(全国・埼玉県)



議員や閣僚などにおける女性の参画比率は後述の通りさらに低く、着々と女性の政治参画を進めている諸外国に後れをとることとなってしまった。

その流れを止めようと、2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(以下、「政治分野における男女共同参画推進法」と略)が成立、施行された。法律の成立に前後して、女性議員が少ないと感じる意識、女性議員を増やそうという意識は高まりつつある。

本稿では、同法の成立前後の市区町村議会への女性の参画の変化や、女性の議員を増やすための取組などの状況について見ていきたい。

「政治分野における男女共同参画推進法」の成立と改正

「政治分野における男女共同参画推進法」は2018年5月に成立、施行された。同法には、男女の候補者ができるだけ同数になるように努めたり、議員が公職活動と家庭活動を両立していけるよう、国や地方公共団体、政党などの責務が定められた。

2020年度に地方議員と立候補を検討したが断念した人を対象に、内閣府は「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」を実施した。その結果、「性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある」、「議員活動と家庭生活との両立が難しい」等で男女の差が大きく、女性の政治活動にとって障壁となっていることがわかった。

そうした調査結果等も背景として、2021年6月に「政治分野における男女共同参画推進法」が一部改正された。改正内容は、政党や政治団体の候補者選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材

の育成のほか、議員や候補者に対するセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等への対応をはじめとする環境整備等の施策の強化などである。

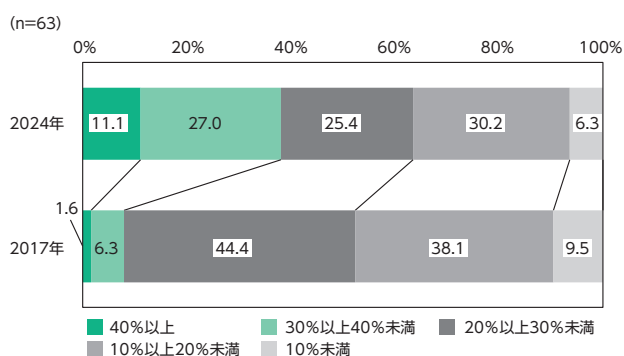
具体的に想定された対応として、政治活動と家庭生活の両立を支援する環境整備やハラスメント防止のための研修や規定の整備、相談窓口の設置等があげられた。

市区町村議員に占める女性比率の現状

実際に市区町村議員に占める女性の比率をみると、「政治分野における男女共同参画推進法」施行前の2017年には、埼玉県内で女性の議員の比率が40%以上を占める市町村議会が1.6%、具体的には本庄市の1市のみであった。女性議員比率が30%以上40%未満の市町村6.3%を合わせても、女性議員が30%以上の市町村議会は1割に満たなかった。

一方、2024年になると、女性の議員が30%以上の市町村議会は県全体の38.1%を占めるまでになった。特に、三芳町議会では女性が53.3%を占めるなど、全国的にみても高い割合となっている。

●女性議員の比率による市町村の割合の推移(埼玉県)



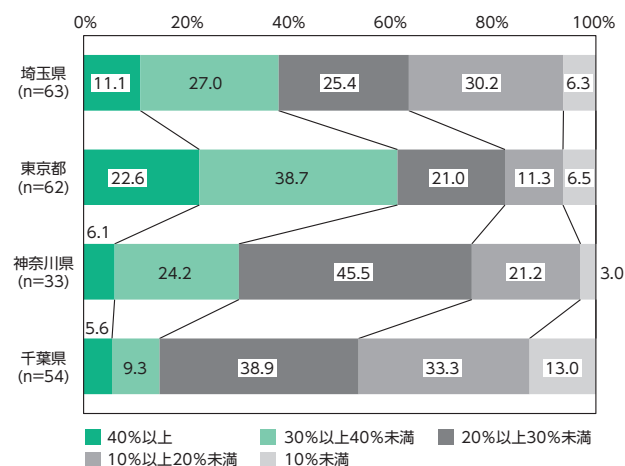
(注)各年12月31日現在
資料:内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」をもとに作成

近隣の都県の状況と比較してみると、東京都の市区町村議会における女性議員の割合が突出している。東京都では女性の議員が30%以上の市区町村議会が約6割を占めており、全国的にみても女性の議員比率が高い。

神奈川県や千葉県と比較すると、女性の議員が40%以上の議会も30%以上40%未満の議会も埼

玉県の方が高い比率となっている。ただし、いずれも2017年と比較すると、女性議員の比率が上がっている。

●女性議員の比率による市町村の割合の比較(首都圏)



(注)2024年12月31日現在
資料:内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」をもとに作成

法律に則った取組

①仕事と生活の調和についての環境整備

「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨のひとつとして、議員が公職活動と家庭活動を両立していけるような環境を整備することがあげられる。内閣府男女共同参画局では毎年度、地方議会における両立支援等に係る男女共同参画に関する取組や規定等について調査を実施している。

埼玉県内の市町村議会における仕事と生活の両立に関わる欠席規定の設定の有無についてみていくと、法律施行前の2017年に出産を欠席事由とする規定があった市町村議会数は63市町村中56市町村で、大多数の市町村議会に規定はあったが全てではなかった。2024年現在は63市町村すべてに規定が定められている。

そのほか、配偶者の出産を欠席事由とする規定は2017年時点では2市のみだったが、2024年時点では59市町村に、育児を事由とする規定も2017年時には4市だったのが、2024年時点では59市町村になるなど、明らかに議員活動と家庭生活の両立を支援する方向に変化していることがうかがえる。

●仕事と生活の調和について欠席規定がある市町村議会数の推移(埼玉県)

事 由	明文規定あり	
	2017年	2024年
(本人の)出産	56	63
配偶者の出産	2	59
育児	4	59
家族の看護	3	58
家族の介護	3	59
疾病	10	58
その他	1	44

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

②委員会へのオンライン出席

そのほか、委員会等のオンライン開催等も両立を支援する環境整備に入るといえよう。

総務省は2020年4月に、条例や会議規則等に改正等の措置を講じ、「オンライン出席」により委員会を開催することは差し支えない旨を通知した。新型コロナウイルス感染まん延防止措置を講じる必要性があったためである。

総務省による調査「地方議会における委員会のオンライン出席の状況」(2024年1月1日現在)によると、都道府県も含めた全地方公共団体1,788のうち、委員会のオンライン出席が可能となる条例等を改正したのは383自治体で、全地方公共団体の21.4%を占めている。

実際に議員が委員会にオンライン出席した地方公共団体は、都道府県では埼玉県も含む12都府県、市区町村は全国で117自治体、そのうち埼玉県内市町はさいたま市、草加市、三芳町の3市町であった。それぞれの議会における女性議員の比率は、さいたま市26.7%、草加市18.5%、三芳町53.3%(2024年12月31日現在)で、半数以上の三芳町を除くとそれほど比率が高いわけではない。

なお、本会議へのオンライン会議参加を可能とす

るには地方自治法等による制約があり、現段階では難しい。

③ハラスメント防止

ハラスメント対策については、ハラスメント防止のための議員向け研修会を開催している自治体も多く、埼玉県内では25自治体が開催している。また、内閣府男女共同参画局では自治体向けに政治分野におけるハラスメントの防止のための研修教材を公開している。

ハラスメント防止のための規定については、政治倫理条例で議員のハラスメントを防止するよう規定している自治体もあるが、ハラスメントの防止に関する単独条例を定めている自治体も増えてきた。

ちなみに埼玉県内の市町では、下記のようなハラスメント防止条例が制定されている。

●埼玉県内における市町村議会関連のハラスメント防止条例

市町名	条例名	施行日
川越市	川越市議会ハラスメント根絶条例	2019年3月7日
東松山市	東松山市議会ハラスメント防止条例	2020年12月24日
寄居町	寄居町議会ハラスメント防止条例	2024年12月3日
宮代町	宮代町議会ハラスメント根絶条例	2024年12月12日
越生町	越生町のハラスメントの防止に関する条例	2025年6月3日

ただし、これらの条例は議員や首長から職員へのハラスメントを防止する内容である。2025年7月現在、全国では約120の地方公共団体においてハラスメント防止に関する条例が制定されているが((一財)地方自治研究機構調べ)、ほとんどが首長や議員等のハラスメントを防ぐ内容となっている。

「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨に則るとするならば、議員を同僚議員や有権者のハラスメントから守る規定や仕組みが必要である。その趣旨を反映した条例の制定は埼玉県内にはま

でない。全国的にみると、福岡県の「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」、大阪府の「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」などは議員や立候補予定者もハラスメントから保護すべき対象に含めている。

しかしながら、このような例は全国でもあまり多くなく、議員や立候補者をハラスメントから守る仕組みづくりは道半ばというところである。

④その他

そのほか、内閣府男女共同参画局が女性議員が増加している地方公共団体を対象に2023年に実施した調査「地方の政治分野における男女共同参画のための取組」によると、女性議員が活動しやすい環境整備の一環として、通称（旧姓）使用の規定を設けている自治体が多かった。また、政策決定過程に関われる女性を養成するためのセミナーや講座開催をはじめとする人材育成に取り組んでいる事例も多くあげられていた。

おわりに

ここまで市区町村議会における女性議員の比率や政治活動と家庭活動を両立できるような環境の整備状況、ハラスメント防止のための取組等についてみてきたが、必ずしも積極的にそのような取組を行ってきた自治体において女性の議員が多いというわけではなかった。

今年6月に内閣府が公表した「女性の政治参画の障壁等に関する調査研究報告書」（2024年度調査）によると、地方議員で自身や家族が嫌がらせを受けたと回答した女性は53.8%おり、男性の2倍以上の割合であるなど、女性議員を取り巻く環境にはまだまだ改善の余地がある。

少子化が進み、男女を問わず議員のなり手が少なくなりつつある現在、地域に貢献する意欲のある議員や候補者の活動を阻む要因は一刻も早く是正さ

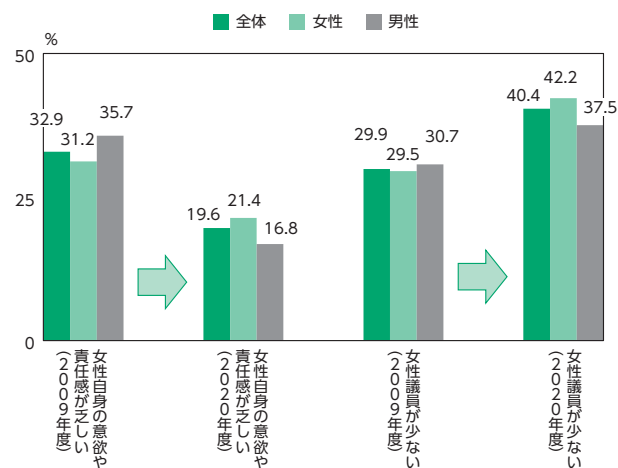
れるべきである。

一方で、今後の見込みに希望が感じられる状況もみられる。

埼玉県の市町村議会議員に占める女性比率の平均値は26.3%（2024年12月31日現在）で、この数値は東京都に次いで全国で2番目の高さである。議会に女性の議員が40%以上を占める自治体は、2017年には県内では1市のみであったが、2024年には7市町にのぼるようになっている。

こうした変化の裏には、社会の意識の変化も一役買っていることもうかがえる。

●女性の意見や考え方が反映されていない理由についての意識の変化(埼玉県)



資料：埼玉県「男女共同参画に関する意識実態調査」

埼玉県が実施している「男女共同参画に関する意識実態調査」によると、女性の意見や考え方が施策等に反映されていない理由として、「女性自身の意欲や責任感が乏しい」と考える人が2009年度調査では32.9%と多かったが、2020年度調査では19.6%にまで減少している。一方、その理由を「女性議員が少ない」ことにあると考える人は、2009年度調査の29.9%から2020年度調査では40.4%にまで増加している。

これまで見てきたように、5～10年と時を経ると社会の意識も制度も変化する可能性は大いにある。女性が政治に参画するための環境整備は道半ばでも、着実に進んでいくことに期待したい。